

# 住宅の修理に関するトラブルにご注意ください

---

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険が使える」と言って勧誘する業者とのトラブルが増加しています。

全国の消費生活センターや国民生活センターに「自宅に訪問してきた事業者から『台風で破損した屋根を保険金の範囲内で修理しないか。契約している損害保険会社への申請は当社が代行する』と勧誘された。信用できるか」などの問い合わせが多く寄せられています。

これらの事業者の中には、「保険金の範囲内なので自己負担はない」など、「無料」を強調して訪問販売等でお客さまを勧誘し、「保険金の請求も代行する」というサービスと住宅修理サービスまで一連の契約を結ばせようとするケースもあるようです。

これらの申請代行業者との住宅修理工事契約の中には、次のようなトラブルも発生しているようです。

## 【主なトラブル事例】

- ・「契約時に契約書面に署名したが、控えをもらえなかった」
- ・「解約すると言ったら、解約料として保険金の50%を請求された」
- ・「代金として保険金全額を前払いしたのに修理が着工されない」

その他、悪質な例では申請代行業者から「損傷は経年劣化によるものだが、保険会社には自然災害が原因という理由で申請するように勧められた」と思われるケースもあります。

当社にも類似のお問い合わせが寄せられていますが、このような損害保険の申請代行業者は、当社および当社グループ会社とは一切関係ありません。

このような事例は、特に台風・雪害・地震等の自然災害発生後に頻発する可能性がありますので、火災保険や地震保険などにご契約されている方で、損害を被った場合は、まず、お客さまご自身で当社または当社代理店にご連絡いただき、保険金の請求手続きを行ってください。

## 関連サイト

- [住宅の修理に関するトラブルにご注意](#)（一般社団法人日本損害保険協会）
- [「保険金を使える」という住宅修理サービスの相談が増加](#)（国民生活センター）